

◎新潟県告示第1430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成24年12月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏名	名称	所在地	指定年月日
横川 司（柔道整復師）	よこかわ接骨院	上越市西本町3-3-1	平成24年8月30日